

第5節 ホテル及び旅館

■第27条（構造）関係

（構造）

- 第27条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上のものは、耐火建築物又は政令第115条の2の2第1項第1号の基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。
- 2 ホテル又は旅館の用途に供する木造建築物等で、階数が2であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。
- 3 建築物の一部が前項に該当する場合においては、政令第112条第12項の規定を準用する。

【趣旨】

本条は、火災時における延焼の防止を目的として、不特定多数の人が就寝の用途として利用するホテル及び旅館の耐火性能について定めたものである。

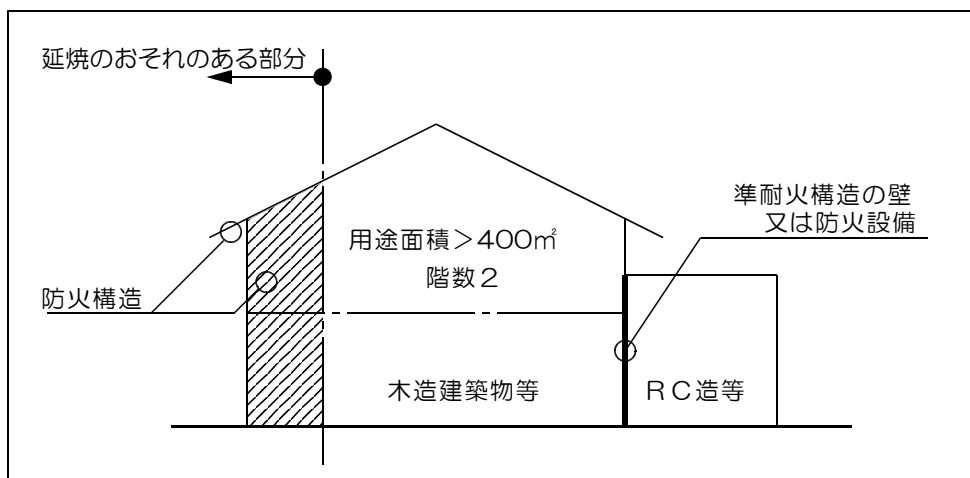
【解説】

1. 「ホテル又は旅館」について

「ホテル又は旅館」については、第9条の解説6（p11）を参照してください。

2. 「木造建築物等であるホテル又は旅館」について（第2項・第3項）

第2項及び第3項の規定を例示すると、次のとおりです。



■図21：木造建築物等であるホテル又は旅館

■ 第28条（廊下及び階段の幅）関係

（廊下及び階段の幅）

第28条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物の宿泊室の床面積の合計が100平方メートルを超える階における客用の廊下の幅は、次に掲げる数値以上としなければならない。ただし、床面積の合計が30平方メートル以内の室に通ずる専用のものについては、この限りでない。

(1) 両側に居室がある場合にあつては、1.6メートル

(2) 前号に規定する場合以外の場合にあつては、1.2メートル

2 前項の階における客用の廊下から避難階又は地上に通ずる客用の直通階段のうち1以上の直通階段の幅は、1.2メートル（屋外に設けるものにあつては、90センチメートル）以上としなければならない。

【趣旨】

本条は、政令第119条に規定のない、ホテル又は旅館における廊下の幅について定めたものである。

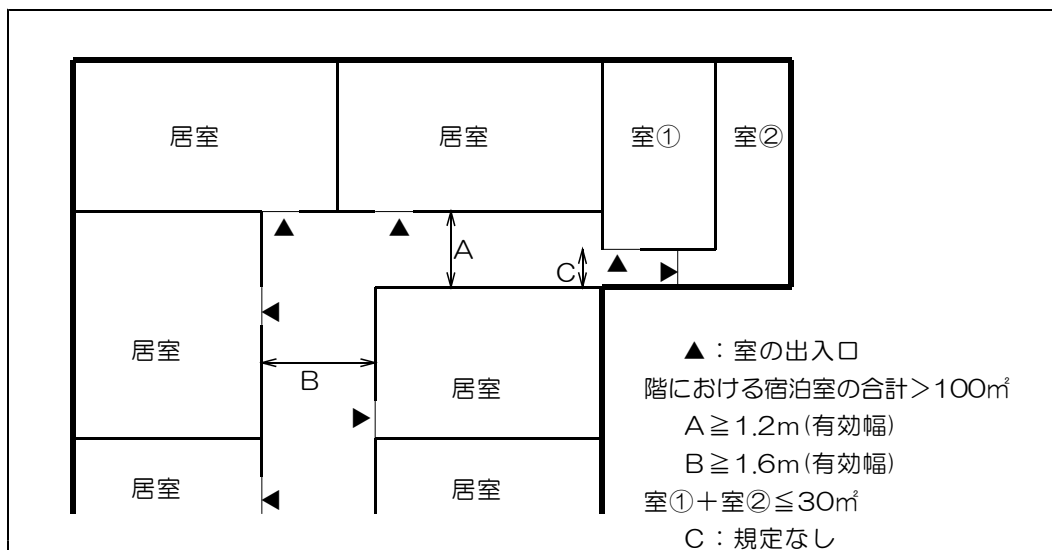
【解説】

1. 「ホテル又は旅館の廊下の幅」について（第1項）

第1項の規定を例示すると、次のとおりです。

この規定は、宿泊室の床面積の合計が100平方メートルを超える場合に適用されますが、第1号及び第2号の規定は、宿泊室だけではなく「居室」としているので注意が必要です。また、「廊下の幅」は、有効幅をいい“手すり”や“突出したレバーハンドル”等は含めないで計測します。

なお、規模に応じて、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年条例第5号）の適用を受ける場合がありますのでご注意ください。



■ 図22：ホテル又は旅館の廊下の幅の例

■ 第 29 条（棚状寝所を有するホテル及び旅館の構造）関係

（棚状寝所を有するホテル及び旅館の構造）

第 29 条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、棚状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が 150 平方メートルを超えるものは、主要構造部を政令第 115 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号の基準に適合する準耐火構造としなければならない。

2 ホテル又は旅館の用途に供する木造建築物等は、床面積の合計が 75 平方メートルを超える棚状寝所を有する宿泊室を 2 階に設けてはならない。

【趣旨】

本条は、火災時における延焼の防止と災害時における円滑な避難を目的として、不特定多数の人が宿泊室を共有する「棚状寝所を有するホテル及び旅館」の構造について定めたものである。

【解説】

1. 「棚状寝所」について

「棚状寝所」については、第 23 条（共同住宅等の居室）（p 25）で、「居住又は就寝のための棚状部分」と定義しています。

■ 第 30 条（棚状寝所の宿泊室）関係

（棚状寝所の宿泊室）

第 30 条 ホテル又は旅館の棚状寝所を有する宿泊室の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 居住又は就寝のための場所は、2 層以下とすること。
- (2) 宿泊室の床面積の 10 分の 3 以上の床面積を有する室内通路を設けること。
- (3) 室内通路は、幅 75 センチメートル以上とし、室外への出口に通じさせること。
- (4) 居住又は就寝のための場所は、室内通路に接し、その奥行きは、3 メートル以下とすること。

【趣旨】

本条は、災害時における円滑な避難を目的として、棚状寝所を有する宿泊室の構造について定めたものである。

